

十勝大学設置促進期成会規約の一部改正 新旧対照表 (案)

改正後		現 行
	十勝高等教育機関の整備推進に関するまちづくり会議規約	十勝大学設置促進期成会規約
(名称)	第1条 本会は、十勝高等教育機関の整備推進に関するまちづくり会議(略称「十勝高等教育まちづくり会議」と称する。	(名称) 第1条 本会は、十勝大学設置促進期成会(以下「本会」という。)と称する。
(目的)	第2条 本会は、地域の特性や優位性を活かし、十勝の発展に必要な人材育成や高等教育機関の整備・充実を図ることを目的とする。	(目的) 第2条 本会は、公立、公設民営等の手法により、十勝に新たな大学の早期実現を図ることを目的とする。
(事業)	第3条 本会は、次の事業を行う。 (1) 本会の目的を達成するための推進方策等に関する調査・研究、検討 (2) 本会の目的を達成するために必要な情報・資料等の収集 (3) 本会の目的を達成するために必要な広報・啓発活動 (4) 関係機関に対する陳情、要望活動 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業	(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 大学設置の方策等に関する調査・研究 (2) 大学設置に必要な情報・資料等の収集 (3) 大学設置に必要な広報・啓発活動 (4) 関係機関に対する陳情、要望活動 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
(組織)	第4条 本会は、十勝に関係する団体の代表者、有職者及び本会の目的に賛同するものをもって構成する。	(組織) 第4条 本会は、十勝に関係する団体の代表者、有職者及び本会の目的に賛同するものをもって構成する。
(役員)	第5条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名 2 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 5 理事は、本会の重要な事項の審議及び会務の運営にあたる。 6 監事は、本会の会務を監査する。	(役員) 第5条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名 2 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 5 理事は、本会の重要な事項の審議及び会務の運営にあたる。 6 監事は、本会の会務を監査する。

見直し①
～ 名称

見直し②
～ 目的

見直し③
～ 事業

改正後

(顧問) 第6条 本会に顧問を置くことができる。
 2 顧問は、会長が委嘱する。
 3 顧問は、会長の相談に応ずる。
 第7条 本会の会議は、総会及び理事会とし、必要に応じ会長が召集する。
 2 総会は、この規約の定めるもののほか、会長が必要と認めた会務の重要な事項について審議・決定する。
 3 理事会は、役員で構成し、総会に提案する事項及び本会の運営する重要な事項について審議・決定する。
 4 会長は、必要と認めた者を本会の会議にオブザーバーとして出席させることができる。

見直し④
～ 会議

現行

(顧問) 第6条 本会に顧問を置くことができる。
 2 顧問は、会長が委嘱する。
 3 顧問は、会長の相談に応ずる。
 第7条 本会の会議は、総会及び理事会とし、必要に応じ会長が召集する。
 2 総会は、この規約の定めるもののほか、会長が必要と認めた会務の重要な事項について審議・決定する。
 3 理事会は、総会に提案する事項及び本会の運営する重要な事項について審議・決定する。
 (専決) 第8条 総会で決定すべき事項について特に緊急を要するため総会を召集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、会長は、総会に諮ることなく事務を行なうことができる。
 2 前項の規程により事務を行なった場合は、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

見直し⑤
～ 幹事

(幹事) 第9条 本会の運営を円滑に行うため、幹事を置くことができる。
 2 幹事は、会長が委嘱する。
 (専門部会) 第10条 会長は、本会の目的達成に必要なと認められた場合には、専門部会を設置することができる。
 (事務局) 第11条 本会の事務局は、帯広市政策推進部政策室に置き、必要な職員は会長が委嘱する。

見直し⑥
～ 専門部会

(専門部会) 第9条 本会の目的達成に必要な協議及び調整を行うため、専門部会を置くことができる。
 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、理事会で決定する。
 (事務局) 第10条 本会の事務局は、帯広市政策推進部政策室に置き、必要な職員は会長が委嘱する。

改正後

現行

(会 計)

- 第11条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって、これにあてる。
 2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会長委任)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、
 会長が定める。

(会 計)

- 第12条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって、これにあてる。
 2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会長委任)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、
 会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成6年3月28日から施行する。
 2 本会の会計年度は、本会の設立時期にかかわらず、平成6年4月
 1日からとする。

附 則 (平成8年5月17日)

この規約は、平成8年5月17日から施行する。

附 則 (平成19年6月4日)

この規約は、平成19年6月4日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日)

この規約は、平成20年5月30日から施行する。

附 則 (平成24年5月29日)

この規約は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成6年3月28日から施行する。
 2 本会の会計年度は、本会の設立時期にかかわらず、平成6年4月
 1日からとする。

附 則 (平成8年5月17日)

この規約は、平成8年5月17日から施行する。

附 則 (平成19年6月4日)

この規約は、平成19年6月4日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日)

この規約は、平成20年5月30日から施行する。

十勝高等教育まちづくり会議の役割と検討推進体制について

1. 組織の役割と体制について

- ① 高等教育機関のあり方を考え、時代変化、地域ニーズの変化に合わせ、十勝全体の取り組みとして推進する組織とする。
- ② 帯広畜産大学を核に、地域特性・優位性を活かし、まちづくりと連動させながら、段階的に高等教育機関の整備を進める方針を踏まえて、目的達成に向けた事業（規約第3条）を行う。
- ③ 機能的・機動的・柔軟性を持たせた体制とする。

2. 専門部会（企画総務部会、事業部会）の運営について

ボトムアップ・ワーキングができる仕組みとし、外部人材の活用なども図りながら、活発な議論ができる専門部会として設置、運営を行う。

① 企画総務部会について・・・幹事的役割

- ◇ 役割・機能：予決算、事業計画、事業部会の人選、テーマ検討、進捗管理、役員改選のあり方検討等
- ◇ 部会員：理事会メンバーを中心に5～7名程度
- ◇ 開催時期・内容：11月（進捗確認等）、1月頃（予決算、テーマ検討）、その他必要に応じ開催

② 事業部会について・・・ワーキングの役割

- ◇ 役割・機能：テーマに基づく調査・研究、検討
- ◇ 部会員：役員・会員から5～7名程度。テーマ・案件等に応じ外部の学識経験者等の参加を想定
- ◇ 開催時期：必要に応じ開催。会議のほか、視察等へ参加
- ◇ テーマ想定：

帯広畜産大学を核にした取り組み

- ・ 高等教育の視点からの人材育成事業、食農医連携研究センターに付加する機能、活用の検討
- ・ 国内外大学等との連携に係る情報収集、調査・研究、地域支援
- ・ その他

③ 留意事項

： 期間を区切ったの集中的な論議・活動、メンバーの定期交代などに配慮する。

体制図

総 会

理 事 会

※ 年1～2回程度の開催

ボトムアップ、
ワーキング活用

会 長
副会長

企画総務部会
(常設)

事業部会
(常設)

＜総会・理事会等の主な役割＞

- ◇ 総 会 …… 地域合意、情報発信、協力・支援、予・決算承認等
- ◇ 理事会 …… 親会議としての意思決定、方向確認等
- ◇ 専門部会 …… 議論、検討、調査研究、理事会への報告等

※ 取り組み段階によって役割が変わることが想定されます。